

令和 3 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会

令和3年度　社会福祉法人摂津市社会福祉協議会　事業計画

基本方針

前年度から続く新型コロナウイルスの影響は、今なお世界全体に及んでおり我が国においても、感染拡大予防措置として、昨年度は2度にわたり緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や飲食店等の時短・休業要請、テレワーク、学校の休校など社会、経済全体に非常に大きな打撃を与えていました。社会福祉協議会においても、地域で開催している高齢者が集うサロン活動や講座、研修会などの中止・延期を余儀なくされ、地域のつながりの希薄化やフレイル（加齢とともに心身の機能が低下する状態）の進行などが心配される状況となっています。一方、新型コロナウイルスの影響による給与の減少や離職といった方々の経済的な困窮に対応するセーフティネットとして、国の施策である緊急小口資金貸付等の特例貸付の相談窓口体制を整え、延べ2,000件に迫る貸し付けを行い、今なお相談受付を継続しながら市民生活の安定等に引き続き努めているところです。

また昨年度は、市の「第4期地域福祉計画」と連携・協働して策定した「地域福祉活動計画（第2期地域ささえあいプラン）」がスタートする実施初年度でしたが、新型コロナウイルスの影響による事業の中止や延期がある中、可能な範囲で実施した事業の「計画、実行、評価、改善（P D C A）」を行い、その結果を踏まえつつ、コロナ禍における新年度の事業の進め方についても、安心・安全な事業の実施をコンセプトに行ってまいります。

今後もこういった状況が続くことが予想され、いっそうの感染拡大防止、予防等を行なながら、全国の福祉関係者が目指す福祉の姿「ともに生きる豊かな福祉社会」への取り組みと国際的に取り組みが進められている、持続可能な開発目標（S D G s）の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をともに進めていくことを理念とし、事業を進めてまいります。

地域に暮らす子どもや高齢者、障害者など、すべての人々が、家庭内や地域において不当な差別や不利益な扱いを受けない、虐待や孤独、孤立などが起きない社会を目指すため、地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働を推進し、理事及び監事、評議員をはじめ職員一人ひとりが持つ高い専門性と職業倫理、地域や関係機関との連携力などを結集し、「チーム社協」で事業を実施、運営していくことを基本方針といたします。

地域福祉課

地域で誰もが安心して暮らせる街づくりを目指し、校区等福祉委員会が様々な工夫と地域の特性を活かしながら取り組むサロン活動の支援を中心とした、小地域ネットワーク活動を引き続き推進してまいります。コロナ禍において、サロン等の活動が制限される中ではありますが、地域のつながりを絶やさないよう、個々の見守り活動の支援やアンケートによるサロン参加者の状況把握、在宅において高齢者自らが取り組める体操などの積極的な情報提供等を引き続き行ってまいります。加えて、地域でも今後リモートでのサロン活動やLINE等を活用した情報交換が行えるよう、スマートフォン等の使い方やSNSの安全な利用方法等を学ぶ「スマホ使い方教室」を各校区にて実施する予定です。

地域での福祉活動の必要性やその効果を発信し続け、地域住民に福祉活動への参加を呼びかけてまいります。

ボランティアセンター事業につきましては、ボランティアへの理解や参加促進を進めるべく、ボランティア連絡協議会との共催により、ボランティアフェスティバルの実施を予定しております。また、自然災害の発生に備え、地域の各団体への呼びかけを行い、災害ボランティアネットワークを構築し、災害時において様々な支援が展開出来る体制づくりを整備してまいります。新規事業として、ボランティア活動に関する動画を制作し、コロナ禍においても取り組めるボランティア活動の紹介や、ボランティアグループの活動を発信してまいります。

子育て支援事業として市より委託を受け実施している「ファミリー・サポート・センター」事業につきましては、引き続き会員拡充への取り組みを進めています。新たな取り組みとして、ファミサポQ&A集の作成や、講座・研修会の内容を自宅等でも視聴出来る動画を作成し、子育て世代の各家庭への支援の輪を広げてまいります。また、校区等福祉委員会が取り組む子育て支援のサロン等につきましても、感染予防に十分配慮しながら、事業を継続してまいります。

認知症や障害等により、判断能力に不安を抱える方を対象として、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援等を行う「日常生活自立支援事業」においては、現在摂津市内で約30名の利用者がおられます。引き続き利用者へのきめ細やかな支援と市民への事業の周知等を行ってまいります。また本事業の取組みと並行して、成年後見制度への移行を含め、他制度・他サービスについても検討し、本人の意向に沿った支援を行ってまいります。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)事業につきましては、あらゆる人々が社会的援護を必要とする際のセーフティネットとして、専門職員が相談や助

言等、相談者の課題や悩みを共有する中で伴走型の支援を行っております。校区等福祉委員会や民生児童委員、行政機関等とも連携をはかりながら、ネットワークを構築し、地域における要援護者の発見や見守り等の機能強化を進めてまいります。また、昨年より取り組みを進めてまいりました、ひきこもりに関する問題につきましても、家族間の情報共有の場を設けるなどの取り組みを行いながら、当事者やその家族への支援の輪を広げてまいります。

生活支援コーディネーター事業につきましては、高齢者の介護予防と社会参加を目的として作成した地域活動マップの充実をはかりながら、SNS等を活用した広報活動を中心に事業を展開してまいります。また、生活上のちょっとした困りごとに対応する「支え合いの仕組み作り」について、モデル地区を選定し、実施する予定です。

献血推進事業につきましては、コロナ禍による献血協力者の減少、若年層の献血離れなどの課題がある中で、実施会場の確保やSNS等を活用した広報活動により一層努め、市民の皆さんに理解と協力を呼びかけてまいります。

生活福祉資金貸付事業においては、低所得者や高齢者、障がい者世帯への経済的支援とその世帯の在宅福祉及び社会参加の促進をはかるために、資金の貸し付け事務を行うとともに、自立相談支援機関等と連携をはかりながら相談支援を実施してまいります。

毎年、摂津市自治連合会をはじめ、市民の皆さまの多大なご協力により実施しております赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金につきましては、近年の募金額の減少といった課題を踏まえ、配分方法の見直しをはかるとともに、各種募金の必要性を広報等で周知し、市民の皆さまの理解・協力を得られる活動を展開してまいります。

摂津市内の24の施設で組織されている地域貢献委員会につきましては、法人・施設の枠を超えてそれぞれの特性や強みを活かし、「生活困窮者レスキュー事業」をはじめ、大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の取り組みと連携しつつ、地域課題を共有し、課題解決に向けた様々な取組みを検討、実施してまいります。また災害発生時においては、法人・施設が持つ強みを活かした支援活動が迅速に行えるよう、日頃から連携をはかりながら、災害時の対応強化に努めてまいります。

社会福祉協議会が市自治連合会・市老人クラブ連合会・市民生児童委員協議会、そして摂津市とともに構成する『つながりのまちせつつ連絡会議』の活動においては、令和2年度予定していた講演会や街頭啓発が新型コロナウイルスの影響で中止となり、十分な啓発が行えない一年となりましたが、引き続きつながりの必要性を市民の皆さんへPRしていくことを構成団体一丸となり、展

開してまいります。

せっつ社協ニュースやホームページといった広報事業に関して、誰もが必要な情報を得られる仕組みづくり、手に取りやすい紙面作りを行ってまいります。

組織体制と財政基盤の強化につきましては、ガバナンスの整備・強化を引き続き行いながら、理事会・評議員会の決議に基づく適正な法人運営を行ってまいります。また安定した財政基盤を構築すべく、昨年当協議会が税額控除の対象法人となったことから、制度の活用により、寄附金の募集や会費等の協力について、より一層の呼びかけを行ってまいります。

居宅介護事業（障害サービス）と訪問介護事業（介護保険サービス）については、当協議会において両方の事業所を運営している強みを活かし、利用者の包括的支援策である「障害から介護への円滑な移行」に対応できるサービスを行っております。また、昨年より計画しております利用者の希望や生活状況に合わせて、より自立した生活を支援することを目的とした、訪問介護サービス（保険外サービス）の提供につきましても、体制の整備を行い、実施してまいります。

市より委託を受け実施しております養育支援、産前産後ヘルパー派遣事業につきましても、サービスを必要とする市民の方々へのきめ細やかなサービス提供を行ってまいります。

コロナ禍において、感染症対策の一層の強化が必要とされておりますが、感染症対策に必要とされる物品の確保や職員の感染症に対する意識向上を目的とした内外の研修を行いながら、利用者はもとより、介護サービスの提供に従事する全ての職員の安全を確保する感染症対策を講じてまいります。

ライフサポーター事業については、年々増加する65歳以上の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者等に対する介護予防や見守りなどが重要となっています。引き続き民生委員や関係機関、CSWや地域包括支援センターと連携、協働しながら、安否の確認と生活上の課題等の早期発見へつながる事業を行ってまいります。

地域包括支援課

摂津市においても高齢者人口の増加に加え、一人暮らし世帯が確実に増えており、生活様式の多様化やコロナ禍における生活や活動環境の変化なども相まって、高齢者やその家族、地域の方々からの介護や生活に関する相談件数が増加しており、その内容についても複雑、多様化しています。地域包括支援センターでは、これらの相談対応や業務全般について「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを基本に、地域課題や高齢者の実態把握を行い、関係機

関や介護保険事業所などとの連携を深めながら取り組みを進めています。一方、介護が必要となる状態に陥らないよう「予防」についても重要となっており、現行サービスのみならず多様な社会資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で自立し、一人ひとりが役割を持ち、つながり参加しながら、その人らしい生活が送れるよう、引き続き事業を行ってまいります。

「地域包括支援センター」は現在まで、当協議会が受託運営する1か所で全市域を対象として事業展開してまいりましたが、令和3年度中に、市民の皆さんより身近な場所で相談できるよう、安威川以南地域に支所（サブセンター）が設置されることとなり、当協議会で受託運営いたします。また、認知症総合支援事業につきましてはこれまで、認知症等の疑いのあるケースなどについて市の「認知症初期集中支援チーム」へつなげるなど、連携、協力しながら対応しておりましたが、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、一元的に事業を実施してまいります。

介護予防ケアマネジメント事業では、「予防」に重点を置いた取り組みとして、現行サービスの周知、活用だけではなく、社協内での連携の一つとして、生活支援コーディネーターが地域や新たな団体等と開発実施しようとしているサービスや社会資源なども取り入れ、高齢者が地域でつながりや参加を実感できる日常生活がおくれるよう、引き続き支援してまいります。

総合相談支援事業では、高齢者に関する生活に密着した身近な相談窓口として、「断らない相談支援」を目指し、8050問題やその他世帯が抱える複合的なニーズやライフステージの変化などに起因する課題等について、柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。また、引き続き、医療・保健・福祉の関係機関との連携、協力を基本に、緊急対応チェックリストを活用しながら、社会的に孤立させることなく、抱える課題が重層的であることに着目し、「伴走型の支援」によって対応を行います。継続的、専門的な相談に関しては3専門職で検討、支援内容の決定を行い、支所（サブセンター）を含め、常に情報を共有し、適切なサービスにつなげるよう行ってまいります。

権利擁護事業では、引き続き高齢者虐待について接点が多く、発見・通報の機会が多い介護支援専門員（ケアマネジャー）に虐待防止のチェックリストを配布・活用してもらい、早期発見、防止につながるよう努めてまいります。高齢者の権利擁護に関して、職員をはじめ市内の介護保険事業所の職員や一般市民を対象とした研修会を開催し啓発を行うほか、成年後見制度や法律相談等を活用し、弁護士や司法書士など、専門家との連携もはかりながら行ってまいります。また、高齢者が消費者被害や詐欺などに遭わないよう、引き続き警察や消費者生活相談ルーム、ライフサポーターその他関係機関と連携して、講習会

の開催や注意喚起のチラシを配布するなど、被害防止に努めてまいります。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、医療や介護、保健・福祉など関係機関の多職種が連携をはかり、地域にある社会資源やつながりなども利用しながら、要支援高齢者の在宅生活を支えるネットワークの構築、拡充に引き続き努めてまいります。また、事務局を担当する市内の「主任ケアマネジャー連絡会」について、研修会の開催や情報提供を行い、資質の向上と連携を引き続きはかってまいります。また、介護支援専門員向けの研修会や個別支援、情報提供を行うほか、一般市民向けにも出前講座を実施してまいります。

地域ケア会議では、各中学校区を単位とした全体会議を開催し、地域や関係機関と地域課題の共有化をはかるとともに、個別事案を検討、協議する個別ケース会議については、幅広い関係者の参加を得るため、関係する介護支援専門員にも声掛けを行い、事例や課題などについて、連携して対応できる体制づくりを進めてまいります。

在宅医療・介護連携推進事業では引き続き、医療や介護、保健・福祉など関係機関による多職種連携研修会へ参加し、連携体制の強化や構築をはかり、協力して行ってまいります。また、スムーズなサービス提供、支援、連携が行われるよう作成した「医療介護連携シート」を引き続き活用してまいります。

一般介護予防事業では、重要な課題として掲げている「予防」に関して、介護予防講座の実施やいきいき健康づくりグループへの支援、協力をはじめ、つどい場との連携やその他、生きがいや健康づくりを行う社会資源の啓発など多角的にアプローチし、介護サービスを利用しなくても生き生きと暮らせるよう支援してまいります。また、要支援認定者のうち、介護サービスを利用していない方々に対して、身体機能の維持や認知症予防の観点から専門職による助言や支援を行い、地域とつながりながら自立した生活がおくれるよう努めてまいります。

指定介護予防支援事業では、要支援認定者が利用する予防給付サービスの利用率が相対的に高く、これらの方々へのケアプラン作成が大きな課題となっています。市内外を問わず指定居宅介護支援事業所への紹介や委託を行っておりますが、介護報酬の改定により「委託連携加算」が行われることに伴い、より一層十分な配慮を行いながら、特定事業者への偏りや地域性などを考慮したものとなるよう連携を強化し、「介護予防」につながるよう意識した取り組みを引き続き行ってまいります。

令和3年度 事業一覧

地域福祉課 地域係

事業名	実施予定期	内 容
小地域ネットワーク活動推進事業 ・校区等福祉委員会活動の啓発	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。 校区等福祉委員会活動の周知と参加促進をはかるためにSNS等を活用しあらゆる年齢層に対して啓発を行う。
日常生活自立支援事業 ・事業の周知 ・関係機関との連携強化と 利用者数の拡充 ・市民講座の実施	通年	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。 広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携をはかりながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めるとともに、利用者数の拡充をはかる。 日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
各種相談事業 ・心配ごと相談事業 ・介護相談 ・ほほえみコール（電話訪問） ・福祉なんでも出張相談	通年	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が出向き相談に応じる。相談事業の周知を徹底するため、更に啓発に取り組む。「福祉なんでも出張相談」については開催場所の増加に取り組む。
老人介護者（家族）の会 ・つどい場事業等の実施	通年	介護の悩みを持つ当事者同士が情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会。 会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター 事業	通年	「子育ての手伝いをして欲しい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援活動。 出張説明会・ブログ・学校保護者へのPR（ちらしの配布等）など周知活動を引き続き行い、他機関と連携を更に強化することで、会員の拡充と事業の充実をはかる。
共同アピール事業	随時	「つながりのまち摂津をみんなで育もう」をスローガンに地域活動への参加を促進する事業として4団体が協働して啓発や合同研修を行う。
あつたかご近所サポーター養成 講座事業 ・修了者の地域福祉活動への参画	随時	地域で手助けが必要な要支援者を支援する方々を養成し、地域住民同士のささえあい・たすけあいを推進するため連続講座を開催するとともに、修了者が地域福祉活動に積極的に参画する体制づくりをCSWや生活支援コーディネーターと連携し行う。

事業名	実施予定期	内 容
ボランティアセンター事業 ・ボランティア入門講座 ・週末親子ボランティア活動体験 ・ボランティアフェスティバル	通年 11月	ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談と依頼の受付を行うことで福祉のまちづくりを推進する。広報紙等を利用した P R 活動を行う。 新規ボランティアの開拓を講座をつうじて積極的に行う。 若い世代やファミリー層のボランティア活動への参加を広く呼びかける。 ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。
社会福祉施設地域貢献委員会 ・会員の拡充 ・研修会 ・実務担当者情報交換会 ・地域住民との情報交換会	通年	市内における社会福祉施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特性や強みを活かした地域のセーフティーネットを担う事業を展開する。 未加入の社会福祉施設へ委員会の参加を呼びかけ連携をはかる。 C S Wと施設C S W、地域担当職員との連携をはかるネットワーク会議を実施し情報交換と交流をはかる。
災害ボランティアセンター事業 ・災害ボランティアネットワーク ・災害ボランティアの育成	随時	大阪北部地震や台風21号時の災害支援活動の経験を活かし、日頃から災害に備え、災害発生時に関係機関と連携し早急かつ円滑に災害ボランティアセンター活動等を行うことができるよう普段から情報共有等をはかるネットワークを開催する。 災害ボランティアセンターの支援等、災害時におけるボランティア活動に参加する人材育成を行う。
コミュニティソーシャルワーカー事業	随時	制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む。また、引き続き「ひきこもり家族会」や居場所づくりに向けた取り組みを行う。
生活支援コーディネーター事業	随時	支援サービスについてのニーズを把握し、圏域に必要なサービスや活動を開発しながら地域への情報提供と利用者のサービスへ結び付ける。住民主体による生活支援の仕組みづくりを全市域に広げて取り組む。

事業名	実施予定期間	内 容
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携をはかりながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。献血離れが進む若年者への啓発に取り組む。
会員会費	7月	地域の方々に福祉活動への参加と協力をいただくために会員募集を行う。 会費の趣旨や使途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	地域福祉の課題解決や民間団体を支援する仕組みとして募金活動を行う。PR活動を拡充し学生や地域福祉活動団体等に街頭募金ボランティア等の参加を呼びかけ実施する。また、募金増額に向けた新たな取組みとして、各種イベント時に募金箱等を設置し、広く呼びかけを行う。 使途をより明確にし、多くの企業・団体へ募金の周知および依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。SNS等を活用し各事業について啓発をはかる。発行費用軽減のため社協ニュースの紙面を用いて広告を募集する。
福祉用具貸出事業 ・車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
地域ボランティア・小地域ネット ワーク事業合同研修会	令和4年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や地域交流の視察とボランティア同士の交流などを目的に実施する。
生活福祉資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立をはかる。 資金の貸付にとどまらず、総合相談の一環として本事業を捉え、相談者の自立を効率的にはかるため関係機関との連携強化をはかる。
社会福祉士等資格取得実習生や インターンシップの受入	6月・11月 及び随時	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生の実習や府社協実施のインターンシップ制度の受け入れを行う。社協特有の内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。

事業名	実施予定期	内 容
居宅介護等事業	通年	障害者の日常生活の援助や身体の介護を行うホームヘルパーや外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を行う。 引き続き職員の資質の向上をはかり、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。
訪問介護事業	通年	高齢者の在宅生活を支える訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣を行う。 介護保険外サービスについて、すでに契約している利用者を対象に日常生活の利便性を高めることを目的に実施する。
ライフサポーター事業	通年	「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し安否の確認を行うためライフサポーターが訪問する。 生活支援コーディネーターやC S W、認知症支援初期集中支援チーム等との連携をはかる。

事業名	実施予定期	内 容
地域包括支援センター事業	通年	高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。
・介護予防ケアマネジメント		介護予防・生活支援事業対象者及び要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、従来のサービスに加え緩和した基準による多様なサービス等の活用を行う。
・一般介護予防事業		高齢者の要介護状態の軽減や心身状況の低下等を予防するために、市及び関係機関等と連携をはかり効率的な介護予防事業を行う。
・総合相談		年々増加する相談内容に応じて、医療・保健・福祉の関係機関と連携をはかり地域でのネットワークを構築する。
・権利擁護		高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。
・包括的・継続的ケアマネジメント 支援		支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。
・指定介護予防支援		予防給付の対象となる方に、介護予防サービスのケアプランを作成する。ケアプランの作成にあたっては、「介護予防」「自立支援」の観点で必要なサービスが利用できるようケアマネジメントを行う。
・認知症総合支援事業		認知症の早期治療、早期支援を目的に、認知症初期集中チームを設置。認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしやすい街づくりのために認知症地域支援推進員を配置し、認知症に対する理解や啓発をはかる。
・事業所職員研修、市民研修		事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。
・地域ケア会議		地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。
・職員の資質向上		介護保険制度改革に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OJT」等の手法を用いて引き続き職員の資質向上をはかる。

